

○川口市商工資金審査会条例

昭和53年3月30日

条例第62号

改正 昭和59年6月19日条例第49号

平成12年3月23日条例第37号

平成12年12月26日条例第77号

(設置)

第1条 川口市中小企業融資条例（平成12年条例第78号。以下「融資条例」という。）に基づく資金の融資に関し、必要な事項を審査するため、川口市商工資金審査会（以下「審査会」という。）を置く。

（平成12条例77・一部改正）

(所掌事務)

第2条 審査会は、融資条例に基づく資金の融資の適否、融資条件等必要な事項について審査する。

（平成12条例77・全改）

(組織)

第3条 審査会は、委員10人以内をもって組織する。

（平成12条例77・一部改正）

(委員)

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 知識経験者
- (2) 産業関係者
- (3) 金融機関の役職員

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第6条 審査会に、会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、審査会の会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(平成12条例77・一部改正)

(会議)

第7条 会長は、審査会の会議を招集し、その議長となる。

2 審査会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 審査会は、必要があるときは、関係者の出席を求めて、意見を聴き、又は必要な書類を提出させることができる。

(平成12条例77・一部改正)

(小委員会の設置)

第8条 審査会に、資金審査小委員会（以下「小委員会」という。）を置き、融資に係る審査に急施を要するものの審査を所掌させる。

2 小委員会の所掌事項については、その議決をもって審査会の議決とする。

3 小委員会の組織及び運営等に関し必要な事項は、規則で定める。

(昭和59条例49・平成12条例77・一部改正)

(幹事)

第9条 審査会に幹事若干人を置き、市長が市職員のうちから任命する。

2 幹事は、審査会の所掌事務について会長、副会長及び委員を補佐する。

(庶務)

第10条 審査会の庶務は、経済部において処理する。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、昭和53年4月1日から施行する。

附 則（昭和59年6月19日条例第49号）

この条例は、昭和59年7月1日から施行する。

附 則（平成12年3月23日条例第37号）抄

(施行期日)

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 (平成12年12月26日条例第77号)

この条例は、平成13年4月1日から施行する。